

平成30年度から 税金の納め方が変わります

南丹市では納税義務者へのサービス向上や事務の効率化を目的として市税の納期・納税通知の方法を現在の「集合徴収方式」（市府民税、固定資産税・都市計画税を集合して課税・徴収）を平成30年度から全国標準の「税目別徴収方式」に改めます。

これによりご要望が多かった市府民税、固定資産税・都市計画税のコンビニエンスストアでの納付ができるようになります。

改正の内容

1. 納期と納付方式が変わります。

平成29年度まで（集合徴収方式）

（●印が納付月）

税目	納付回数	納期（月）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市府民税 固定資産税 都市計画税	10回	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



平成30年度から（税目別徴収方式）

（●印が納付月）

税目	納付回数	納期（月）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市府民税	4回	—	—	●	—	●	—	●	—	●	—	—	—
固定資産税 都市計画税	4回	—	●	—	●	—	●	—	●	—	—	—	—

※年間の納税額が変わるものではありません。納付書はそれぞれ最初の納期月に1年分を送付します。

※市府民税を年金や給与から天引き（特別徴収）いただいている方は、納期や回数の変更はありません。

2. 市府民税、固定資産税・都市計画税がコンビニエンスストアで納付できるようになります。



平成30年度からは市府民税と固定資産税・都市計画税がコンビニで納付できるようになります。これにより曜日や時間を気にすることなく、いつでも納付できるようになります。

【お問い合わせ先】

南丹市役所 税務課 Tel 0771-68-0004（課税）
0771-68-0009（納税）